# 令和7年度那覇市学校給食調理場産業廃棄物収集運搬及び 処分業務委託に係る単価契約書(案)

排出事業者:那覇市(以下「甲」という。)と、収集運搬及び処分業者:

(以下「乙」という。)は、甲の事業場:那覇市学校給食調理場(24施設)から排出される 産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。

## (法の尊守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

## 第2条

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

## <収集運搬に関する事業範囲>

| 許 | 可都 | 道 | 府 県 | • | 政令 | 市 |  |
|---|----|---|-----|---|----|---|--|
| 許 | 可  | の | 有   | 効 | 期  | 限 |  |
| 事 |    | 業 |     | 範 |    | 囲 |  |
| 許 | 甲  | ſ | の   |   | 条  | 件 |  |
| 許 |    | 可 |     | 番 |    | 号 |  |

#### <処分に関する事業範囲>

|   |    |   |     |   |    | . – . – . |  |
|---|----|---|-----|---|----|-----------|--|
| 許 | 可都 | 道 | 府 県 | • | 政( | 市         |  |
| 許 | 可  | の | 有   | 効 | 期  | 限         |  |
| 事 |    | 業 |     | 範 |    | 囲         |  |
| 許 | 甲  | ſ | の   |   | 条  | 件         |  |
| 許 |    | 可 |     | 番 |    | 号         |  |

2 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価

甲が乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価は、次のとおりとする。

| 種類      | ビン、缶、ペットボトル等 |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 数量      | 10, 139kg    |  |  |  |  |  |  |  |
| 単価 円/kg |              |  |  |  |  |  |  |  |

3 処分の場所、方法及び処理能力

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分または再生する。

| 事 | 業 | 場 | <u>=</u> | カ | 名 | 称 |  |
|---|---|---|----------|---|---|---|--|
| 所 |   |   | 在        |   |   | 地 |  |
| 処 | 分 |   | の方       |   | 法 |   |  |
| 施 | 設 | の | 処        | 理 | 能 | 力 |  |

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

| 最終処分先の番号 | 事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
|----------|--------|-----|------|---------|
|          |        |     |      |         |
|          |        |     |      |         |
|          |        |     |      |         |
|          |        |     |      |         |

5 積替保管

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行う。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ乙に提供しなければならない。

(甲乙の責任範囲)

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、 法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処理業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の 書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

- 第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項 にて定める単価に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを 改定することができる。

- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、 甲が負担する。
- 4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。なお、契 約代金は、契約単価に甲から委託された産業廃棄物の重量を乗じて得た金額に、消費税およ び地方消費税を加算した金額(1円未満切捨て)とする。ただし、具体的な支払方法につい て別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(委託料の支払期限)

第10条 甲は、収集運搬及び処分業務の委託料を乙の正当な請求があった日から30日以内 に支払うものとする。

(内容の変更)

第11条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合 において、契約単価若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずる ときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

- 第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、 この契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃 棄物の処理が未だに完了してないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければ ならない。
  - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
    - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときに は、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
    - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙の もとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負 担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
  - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
    - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未 処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、若し くは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- 3 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を 締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、 この契約を解除することができる。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。 (契約期間)

第15条 この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通 を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市 那覇市長 知念 覚

 $\angle$